

高速自動車国道中央自動車道
西宮線等に関する協定の一部を変更する協定

高速自動車国道中央自動車道西宮線等に関する協定の一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と西日本高速道路株式会社は、高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付けで締結した「高速自動車国道中央自動車道西宮線等に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

第4条中「別紙1-91」を「別紙1-95」に改める。

第5条中「別紙1-91」を「別紙1-95」に改める。

第13条中「別紙1-91」を「別紙1-95」に改める。

別紙1-91の次に次の別紙を加える。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

山陽自動車道 吹田山口線(宮島スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

山陽自動車道 吹田山口線

(2) 工事の箇所

広島県廿日市市上平良

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道山陽道側道6号線 及び市道山陽道側道8号線	広島県廿日市市 上平良	立体接続	宮島SA

(4) 工事予算

—

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 平成 21年 3月 26日

②工事の完成予定年月日 平成 21年 3月 30日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

四国横断自動車道 阿南中村線(府中湖スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国横断自動車道 阿南中村線

(2) 工事の箇所

香川県坂出市府中町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道川西北側道線 及び市道川西南側道線	香川県坂出市 府中町	立体接続	府中湖PA

(4) 工事予算

—

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 平成 21 年 3 月 26 日

②工事の完成予定年月日 平成 21 年 3 月 30 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

四国横断自動車道 阿南中村線(土佐PAスマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国横断自動車道 阿南中村線

(2) 工事の箇所

高知県土佐市東鴨地

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道森康市ノ上側道線 及び市道カル石ヶ谷マ子側道線	高知県土佐市東鴨地	立体接続	土佐PA

(4) 工事予算

—

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 平成 21年 12月 21日

②工事の完成予定年月日 平成 21年 12月 31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

九州横断自動車道 長崎大分線(別府湾スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

九州横断自動車道 長崎大分線

(2) 工事の箇所

大分県別府市大字内竈

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道八石荷戸2号線	大分県別府市 大字内竈	立体接続	別府湾SA

(4) 工事予算

—

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 平成 21 年 3 月 26 日

②工事の完成予定年月日 平成 21 年 3 月 30 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—

別紙 7 中、
別添 3 について、

「

	廿日市	
五日市		14.3

「

		廿日市
	宮島スマート	4.3
を	五日市	10.0
		14.3

」に、

「

	坂出ジャンクション	
高松西		14.1

「

		坂出ジャンクション
	府中湖スマート	6.7
を	高松西	7.4
		14.1

」に、

「

	須崎東	
土佐		14.8

「

		須崎東
	土佐PAスマート	-
を	土佐	5.4
		14.8

」に、

「

	別府	
速見		10.5

「

		別府
	別府湾スマート	4.7
を	速見	5.8
		10.5

」に改める。

別添 5 に

「
京都府道路公社が管理する道路（丹波綾部道路）

				綾部ジャンクション
			綾部安国寺	2.6
		京丹波わち	7.7	10.3
	瑞穂	11.2	18.9	21.5
丹波	7.7	18.9	26.6	29.2

」を加える。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、記名押印の上、各々 1 通を保有する。

平成 2 1 年 3 月 2 6 日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理 事 長 勢 山 廣 直

西日本高速道路株式会社
代表取締役会長 石 田 孝